

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会災害対策基金設置要綱

平成28年12月26日

要綱第6号

(設置)

第1条 南房総市内で発生した大規模な地震や風水害など、あらゆる自然災害、人為的災害の発生に対する備え、また災害発生時の復旧、復興等における支援活動及び市民活動を支援するための資金を確保するため、社会福祉法人南房総市社会福祉協議会に社会福祉法人南房総市社会福祉協議会災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の造成)

第2条 基金は、次に掲げるものから造成する。

- (1) 災害見舞金および義援金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

2 前項各号により受納した寄附金等は、第1条の目的を達成するための資金として予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 会長は、資金運用上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間を定めて、基金に属する現金を運営資金に繰り替えて運用することができる。

(会計)

第5条 基金の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の資金に充てる場合に限り、理事会の承認を得て、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 災害の発生に対する備えのための事業

- (2) 災害時の避難のための事業
- (3) 災害復旧のための事業
- (4) 災害復興のための事業
- (5) その他基金の設置目的に適合すると認められる事業

2 会長は、県内及び近隣の市町村において、災害が発生したときは、必要に応じて、前項の規定を準用することができる。

(基金の運営)

第8条 基金の運営は、事務局が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。